

発議案第5号

千葉県提案の高濃度焼却灰等の一時保管場所について白紙撤回を求める決議

我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

平成24年3月23日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 掛川正治

賛成者 我孫子市議会議員 坂巻宗男

同 椎名幸雄

同 関勝則

同 甲斐俊光

同 内田美恵子

千葉県提案の高濃度焼却灰等の一時保管場所について白紙撤回を 求める決議

平成23年12月22日に我孫子市議会において全会一致で可決をした「千葉県提案の手賀沼流域下水道終末処理場を4市1組合すべての放射性物質を含む焼却灰等の一時保管場所とすることについて、断固、受け入れ拒否を表明する決議」の後も、千葉県は手賀沼流域下水道終末処理場に頑なにこだわっている。

我孫子市議会は、千葉県に対し下記の理由を加え、一時保管場所の白紙撤回を求める。

記

1. 我孫子市域では、手賀沼流域下水道終末処理場において、流域7市（松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、我孫子市）の放射性物質を含んだ汚泥焼却灰1,000t以上を保管し、すでにその負担を受け入れている。その上、4市1組合すべての焼却灰等を受け入れることは、とうてい容認できるものではない。
2. 3月当初、焼却灰の一時保管場所として国から国有地が提示され、これまでの状況は一変した。焼却灰の一時保管場所については、本来、国が責任を持つべきものであり、千葉県は各自治体の国有地等も含め当初の提案を再考すべきである。
3. 焼却灰の一時保管場所については自区内処理が原則であり、市域を超える遠距離の移動は高濃度の放射性物質の拡散に繋がり、それに伴う市民の健康被害が懸念される。

以上、決議する。

千葉県我孫子市議会